都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

あと施工アンカー、炭素繊維、アラミド繊維等に関する 許容応力度及び材料強度の指定について(技術的助言)

構造計算書偽装問題に関して、偽造物件の所有者等において違反是正のための改修工事等が検討されているところであるが、この度、改修工法の選択の幅が広がるよう、本日付けで平成13年国土交通省告示第1024号の一部を改正し、既存建築物に対する改修工事について、あと施工アンカー、炭素繊維、アラミド繊維等に関する許容応力度及び材料強度を指定できるようにしたので通知する(別添官報参照)。

今後、本改正告示に基づく許容応力度及び材料強度の指定について、各製造メーカー等の指定申請に応じて行うこととする。これらの材料を用いた設計・施工上の品質管理に当たっては安全性確保のため十分な配慮が必要であることから、許容応力度及び材料強度の指定に当たり個別に設計・施工上の条件を付す予定であるので、これに基づき適切な設計・施工がなされるよう留意されたい。

また、現在、これらの材料を用いた一般的な設計・施工上の条件として、(仮称) あと施工アンカー・連続繊維補強設計・施工指針を作成中であり、追って当方より 通知する予定であることを申し添える。

なお、貴管内の特定行政庁に対しても、この旨周知されたい。

量を告示(財務八〇)

29

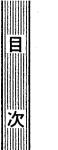
0

 \triangleright

 \bigcirc



編 集・印 刷 独立行政法人国立印刷局



箵 令

〇厚生労働省組織規則の一部を改正す る省令 (厚生労働一七)

規 則

〇日本学術会議会則の一部を改正する 規則 (日本学術会議

筶 壶

官

〇社債等登録機関を指定する件 O社債等の振替に関する法律第四十四 (金融庁・法務五)

〇出入国管理及び難民認定法第七条第 座管理機関を指定する件の一部を改 る件(法務一〇二) づき研修を定める件の一部を改正す 修の在留資格に係る基準の規定に基 正する件(金融庁・法務・財務五) 条第一項第十五号の規定に基づき口 項第二号の基準を定める省令の研

〇関税暫定措置法別表第一の六に掲げ 成十八年一月三十一日までの輸入数 る物品の平成十七年度の初日から平 (同一〇三) 〇日本国に帰化を許可する件

〇発電用施設周辺地域整備法第三条第 〇指定自立支援医療機関(育成医療· 〇関税暫定措置法第八条の四第一項の 産品等及び月を告示する件(同八三) 等について、輸入額等が限度額等を 規定に基づき、特定特恵鉱工業産品 告示 (同八二) 更生医療)療養担当規程 件(文部科学・経済産業二) 超えることとなった特定特恵鉱工業 きている豚及び豚肉等の輸入数量を 項の規定に基づき地点を指定した (厚生労働六五)

〇指定自立支援医療機関(精神通院医

〇厚生労働省組織規則第七百九十二条 域を定める件の一部を改正する件 が公共職業安定所の出張所の管轄区 第二項の規定に基づき厚生労働大臣 療)療養担当規程(同六六) (同六七)

〇船員保険法第四条第六項ただし書に 規定する船員保険の標準報酬月額に 関する件 める件(社会保険庁五) (同六)

〇瀬戸内海機船船びき網漁業につき許 〇船員保険法第十九条ノ三の規定によ の納付すべき額の一部を改正する件 る被保険者の保険料を前納する場合

を改正する件(農林水産二〇九) の隻数の最高限度を定める件の一部 可をすることができる府県別の船舶

〇平成十七年度の初日から平成十八年 〇平成十七年度の初日から平成十八年 冷凍牛肉の各輸入数量を告示 月三十一日までの生鮮等牛肉及び 月三十一日までの豚肉等並びに生 (同八二) 四

争議行為の通知の公表について

(厚生労働省)

資

料

O土壌汚染対策法に基づく指定調査機 関を指定した件 関を指定した件(同五八)

O土壌汚染対策法に基づく指定調査機 関を指定した件

O土壌汚染対策法に基づく指定調査機 関を指定した件 (中部地方環境事務所一) (近畿地方環境事務所二)

国会事項

〔人事異動

内閣 最高裁判所

会社その他

地方公共団体

公債償還

(東京都区)

関係

〇発電用施設周辺地域整備法第三条第 一項の規定に基づき地点を指定した (経済産業二七)

(皇室事項)

官庁報告

官庁事項

〇土地収用法の規定に基づき事業の認 〇豊川水系における水資源開発基本計 定をした件(国土交通三一二) 画の全部を変更した件 (同三十三)

化に関する法律第十五条の五第一項の農林物資の規格化及び品質表示の適正

定の取消しに係る聴聞の開催に関する 規定に基づく認定生産行程管理者の認

公示 (農林水産省)

5

労

〇吉野熊野国立公園の海中公園地区内 〇平成十三年国土交通省告示第千二十 四号の一部を改正する件(同三一四) いさんごを追加する件(環境五六) 採取し、若しくは損傷してはならな れば捕獲し、若しくは殺傷し、又は において環境大臣の許可を受けなけ

〇霧島屋久国立公園の特別地域及び特 〇土壌汚染対策法に基づく指定調査機 別保護地区内における行為の許可基 る件 (同五七) 準の特例を定める件の一部を改正す

閣議決定等事項

公

告

諸

事

項

(東北地方環境事務所

〇船員保険法第五十九条ノ二の規定に

基づき船員保険の介護保険料率を定

係輸入額、 の基準として定められている物品の おいて関税の譲許が一定の額を限度 の変更、財団、経済上の連携の強化 適格機関投資家に関する公告・公告 の間の協定附属書一の日本国の表に に関する日本国とメキシコ合衆国と 解散命令、 公共測量成果関

裁判所 相続、

特殊法人等 厚生年金基金清算結了・ 会社更生、 破産、 再生関係 免責、 復権、特別清算、 清算人退任

三

5

ယ

4

卍

官

辯がるものとする。

需要と供給の両面から総合的な施策を

<u>(2</u> 豊川用水二期事業 凞 Ш

罗 この事業は、静岡県湖西 地域及び愛知県東三河地域 水の確保を行う豊川用水施 静岡県及び愛知県の工業用 県の水道用水の確保並びに 用水の確保及び補給、愛知 の農地に対して必要な農業

翭 H 独立行政法人水資源機構 改築を行うものとする。 設の幹線水路等の老朽化等 に対処するため、同施設の

最大取水量 \succeq

连 #

Н 进 平成11年度から平成20年度 年呂松原取水口において毎 30.0立方メートル 大野取水口において毎秒 秒8.0立方メートル

(1) この水系に各種用水を依存している諸地域 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理 において、適切な水利用の安定性を確保する

を通じた地域の特色ある活性化を図ること等 講ずるよう努めるものとする。 ん養を図るための森林の整備等必要な措置を により、関係地域住民の生活安定と福祉の向 地域の開発・整備に加え、上下流の地域連携 上に資するための方策を積極的に推進すると 水資源の開発及び利用に当たっては、水源 もに、ダム周辺の環境整備、水源の保全か

河川環境の保全及び水源地域から下流域を含 めた適正な土砂管理に努めるとともに、既存 での健全な水循環を重視しつつ、治水対策、 水資源の開発及び利用に当たっては、流域 水産資源の保護等に十分配慮するもの

(4) この水系に各種用水を依存している諸地域 利用のために地下水位の観測や調査等を引き 続き行うこととする。 安定的な水の供給を図りつつ、地下水の適正 然として地下水への依存度が高いことから、 採取により塩水化が発生したこと、また、依 の一部では、過去に沿岸部において地下水の

5 Θ \widetilde{H} 次の施策を講ずるものとする。

るとともに、節水の普及啓発に努めるもの 漏水の防止、回収率の向上等の促進を図

の技術開発等を推進し、その利用の促進を 図るものとする。

既存水利の有効かつ適切な利用を図るもの 土地利用、磨業構造等の変化に対応し、

討し、その具体化を図るものとする。 る水利用調整の考え方等について総合的に検 用調整の有効性等及びこれまでの地域におけ 発水量等を適正に反映した都市用水等の水利 水の循環利用のあり方、各利水者の水資源開

8 配慮するとともに、水環境に対する社会的要 請の高まりに対応して水資源がもつ環境機能 を生かすよう努めるものとする。 当たっては、水質及び自然環境の保全に十分 水資源の総合的な開発及び利用の合理化に

慮するものとする。 との整合性、経済社会情勢及び財政事情に配

部を次のように改正する。 十八号)第九十四条及び第九十九条の規定に基づ建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三 十四四 平成十八年二月二十八日 第一に次の二号を加える。 平成十三年国土交通省告示第千二十四号の ド繊維その他これらに類する材料の引張りの 等を補強するために用いる炭素繊維、アラミ れ国土交通大臣が指定した数値とする。 断の許容応力度は、その品質に応じてそれぞ 号において同じ。)の接合部の引張り及びせん 材との接合に用いるものをいう。第二第十三 リート造等の部材とこれを補強するための部 既存の鉄筋コンクリート造等の柱、はり あと施工アンカー(既存の鉄筋コンク 国土交通大臣 北側 一雄

ド繊維その他これらに類する材料の引張りの 等を補強するために用いる炭素繊維、 既存の鉄筋コンクリート造等の柱、

材料強度は、その品質に応じてそれぞれ国土

交通大臣が指定した数値とする。

渇水に対する適正な安全性の確保のため、 して次のさんごを指定する。

環境大臣

小池百合子

本計画の運用に当たっては、各種長期計画

〇国土交通省告示第三百十四号

第二に次の二号を加える。 許容応力度は、その品質に応じてそれぞれ国 土交通大臣が指定した数値とする。

水資源の開発及び利用の合理化に当たって

生活排水、産業廃水等の再生利用のため 第二十四条第三項第二号の規定に基づき、吉野熊 〇環境省告示第五十六号 自然公園法 (昭和三十二年法律第百六十一号)

許可を受けなければ捕獲し、若しくは殺傷し、又野国立公園の海中公園地区内において環境大臣の は採取し、若しくは損傷してはならないさんごと

〇環境省告示第五十八号 ハナサンゴ) カタラフィルリア・ヤルディネイ(オオナガレ 平成十八年二月二十八日

〇東北地方環境事務所告示第一号

に規定する指定調査機関として次の者を指定したので、 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第三条第一項の規定に基づき、同法第十三条第一 サンキコンサルタンツ株式会社 平成十八年二月二十八日 氏名又は名称 東京都豊島区長崎五丁目一番三十四号 住 同法第十条第二項の規定に基づき公示する。 環境大臣 所 小池百合子

に規定する指定調査機関として次の者を指定したので、 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第三条第一項の規定に基づき、同法第十三条第一項 平成十八年二月二十八日 同法第十条第二項の規定に基づき公示する。 神田

株式会社東北地質コンサルタント 株式会社北日本ボーリング 氏名又は名称 福島県郡山市富久山町福原字五斗蒔田 福島県郡山市小原田四丁目四番六号 住 東北地方環境事務所長 一番地 所

〇中部地方環境事務所告示第一号

に規定する指定調査機関として次の者を指定したので、 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第三条第一項の規定に基づき、 平成十八年二月二十八日 同法第十条第二項の規定に基づき公示する。 中部地方環境事務所長 同法第十三条第一項 上原

株式会社日本地下探査 氏名又は名 称 千葉県船橋市本郷町六五八番地 住 所

〇近畿地方環境事務所告示第二号

に規定する指定調査機関として次の者を指定したので、 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第三条第一項の規定に基づき、 平成十八年二月二十八日 同法第十条第二項の規定に基づき公示する。 近畿地方環境事務所長 出江 同法第十三条第一項 俊夫

有限会社坂根設計事務所	氏名又は名称
兵庫県神戸市北区筑紫が丘ー	住
一丁目九番地の二十二	所

ぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。 せん断の材料強度は、その品質に応じてそれ

あと施工アンカーの接合部の引張り及び

アラミ はり 〇環境省告示第五十七号

四十一号)第十一条第三十三項の規定に基づき、 ように改正し、公布の日から適用する。 十二年九月環境庁告示第五十九号)の一部を次の 霧島屋久国立公園の特別地域及び特別保護地区内 における行為の許可基準の特例を定める件(平成 自然公園法施行規則(昭和三十二年厚生省令第

平成十八年二月二十八日 環境大臣 小池百合子

五号とする。 第一条中第五号及び第六号を削り、 第七号を第

る。 第六条及び第七条を削り、第八条を第六条とす